付録６．（３）：フランスの予算・財政システムの透明性（ＲＯＳＣ（00 年 10 月発表）に基づく）

ＩＭＦコードの項目	評価の内容	備考
1. 役割と責任の明確化		
1.1 政府の範囲		
1.1.1 政府の構造と機能	**1.1.1 一般政府と他の経済部門の境界は、よく定義されている。** ○ ESA95 基準によって一般政府は定義されており、政府の財政活動に関する全ての報告書ではESA95 基準が遵守されている。(基)(優)(最) ○ 政府と他の経済部門との関係を定めた法律が存在する。	ESA95（the European System of Accounts）
1.1.2 政府内での責任分担	**1.1.2.1 異なるレベルの政府間における責任は、明確に定義されている。** ○ 憲法は、地方当局が、法律で規定された条件のもと自由に統治できることを明確にしている。責任分担の原則は、the Decentralization Act of 1982 等で述べられており、それらの法律は異なるレベルの政府間での責任の特定や按分などを企図している。(優) ○ 税は国が設立しているが、カウンシルは税率決定について裁量を持つ。1990 年以降、地方自治体は自由に借入ができる。(優) ○ 国からの補助金は、現在、主に一括交付金の形式で行なわれ、地方自治体の歳入の約 30%を占める。 **1.1.2.2 憲法は、行政府、立法府、司法府の三権分立を保証している。**	旧コード 1.1.3 the Decentralization Act of 1982
1.1.4 政府と公的部門の関係	**1.1.4.1 中央銀行の独立は、法律で保証されている。** ○ 金融政策を運営する上でのフランス銀行の独立は、Law No.93.980 August4,1993 によって規定されている。金融政策運営の権限は、1999 年 1 月に、欧州中央銀行(European Central Bank)へ移管された。(基)(優) ○ 現在のフランス銀行の役割は、金融市場の監視、決済システムの適切な運営と保全等がある。	旧コード 1.1.4 Law No.93.980 August4,1993

(注)1. (優)：優良慣行、(基)：基本要件、(最)：最優良慣行との対応を表わす。　2. 評価の内容の欄の○は、ＲＯＳＣの要約　※は、新たに追加した内容を表わす。

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	1.1.4.2 公企業（特に、公益企業）は、擬似財政活動に関与している。 ○　ただし、擬似財政活動は、民営化と規制緩和によって減少している。 ○　いくつかの擬似財政活動は、明示的な補助金に代替された。例えば、地方での郵便サービスを維持する費用は、現在は、明らかにされている。（基） ○　貯蓄スキームを通じた低利の資金供給は実質的な補助金になっていたが、これらの補助金の範囲（及び受益の分配）は、過去の予算審議では明らかにされていなかった。しかしながら、規制金利の市場金利からの乖離を制限する規則によって、補助金の適用範囲は減少してきた。	
1.1.5 他の経済部門への政府の関与	**1.1.5. 政府の株式保有は、報告されている。** ○　公企業を通じた株式保有は、政府の承認が必要とされる。また、株式保有は、それぞれの企業の年次報告書において報告されている。（優） ○　政府が直接行なう株式売買についての金銭フローは、ある特別会計において記録されている。new Rapport de présentation du compte général de l'administration des finances (CGAF report)では、民間に近い基準を使って政府の株式保有についての追加的な情報を提供している。（優）	旧コード 1.1.2 new Rapport de présentation du compte général de l'administration des finances (CGAF report)
1.2 財政運営の枠組み **1.2.1 予算と予算外活動**	**1.2.1. 予算のマネジメントは、明確な法律的枠組みが適用されている。** ○　憲法47条で求められているように、財政法案は組織法に従っている。なお、組織法は、準憲法的な位置付けとされている。（基）（優） ○　組織法では、公基金からの全ての支出は予算法を通じて行なわれることを求めている。（基）（優） ○　組織法では、予算は総計ベースで計上することを規定している。また、予算の費目間移動が制限されること等を規定している。（優） ○　組織法は予算が包括的であることを求めており、この要件は憲法上の委員会によって監視されている。その結果、以前は予算外として取扱われていた歳出（郵便年金歳出等）は、現在は、予算に編入されている。	組織法（予算法に関する組織法を定める 1959 年1月2日大統領令第 59 号）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
1.2.2 租税公課	**1.2.2 全ての租税について、明確な法的根拠が存在する。** ○　税法は、一般租税規定及び付属書(Code Général des impôts)によって、明確に定義されている。(優) ○　税法の変更は、予算法と関連して、毎年、議会において審議されている。(当初予算時、補正予算時とも) ○　特定の税法(法人税や付加価値税の範囲等を定める)も、適宜導入されている。 ○　租税規定及び関連文書は、ウエブサイトで入手することができるし、要求があれば地域のタックスセンターで、その複写が入手できる。また、租税システム、特に新規措置を説明するための要約文書が、毎年、発行されている。(優) ○　納税者憲章は、ウェブサイトから入手可能である。これでは、当局の措置に異議申し立てをする場合の行政上、調停上、司法上の手段についての情報が提供されている。(優)	Code Général des impôts
1.2.3 倫理上の行動規範	**1.2.3 公務員に関する明確に規定された行動規範が存在する。(優)** ○　全ての公務員に適用される一般的な法律がある。LAW83 では、報酬を伴うプライベートでの専門的な活動の禁止等を規定している。 ○　LAW94 及びLAW95 では、金銭面での規則違反を防ぐため、公基金の適切な取り扱いを定めている。	Law 83–634 of July13,1983 Law 94–1040 of December2,1994 Law 95–851 of July24,1995
2. 情報の入手可能性 2.1 財政活動に関する包括的な情報提供		
2.1.1 年次予算の適用範囲	**2.1.1 予算文書は、一般政府を包括的にカバーしている。** ○　年次予算は中央政府の全ての支出を反映しており、以前は予算外とされていたものの多くが現在は含まれている。(基)(優) ○　国家経済委員会(National Economic Commission)は、毎年スプリングレポートを準備するが、そこでは、過去 2 ヵ年、進行年及び次年度分の分野別に区分した一般政府赤字を示している。また、これらの期間の債務、支出、税金について連結ポジションも示される。また、これらのデータは、予算法とともに秋に公表される経済・財政レポート(Rapport économique, social, et financier:RESF)において改訂される。 ※　中央政府総合収支尻は、社会保障基金を対象に含まない。(基)(優)	 スプリングレポート 経済・財政レポート(Rapport économique, social, et financier)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.1.2 決算と予測	○　フランスは、原則として会計年度末までに、予算年度を含む3ヶ年の財政見通しを公表する。それでは、一般政府部門の歳入・歳出総額等を示しており、EUの「安定と成長のための合意」要件と整合性が保たれている。(優)	財政複数年計画
	※　年次予算の付属書である経済・財政レポートでは、財政収支等の主要計数について、過去の結果情報は記載されているが、予算年度以降の見通しは含まれていない。ただし、2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、経済・財政レポートを図り、その中で全ての公共機関を対象範囲とする4ヶ年の中期財政見通し(収入、支出、収支尻)を示すことが規定された。(優)	組織法律第 692 号
2.1.3 偶発債務、租税歳出(tax expenditure)、擬似財政活動	**2.1.3 予算文書には、政府保証と租税歳出に関する報告を含んでいる。**	
	○　1999 年度会計で、初めて政府保証や年金債務による偶発債務などのオフバランスシート項目に関する文書が含まれた。(基)(優)	
	○　租税歳出は、予算法案の付属書(Evalutation des voies et moyens,tomeⅡ)において、コストの推計とともに示されている。(基)(優)(最)	Evalutation des voies et moyens,tomeⅡ
	※　2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、決算法では、貸借対照表などの財務諸表とともに、国のオフバランスの支出負担行為の評価を示す文書を含むことが規定された。(基)(優)	組織法律第 692 号
2.1.4 債務と金融資産	**2.1.4 債務及び金融資産は、ウェブサイトや文書を通じて定期的に公表されている。**	
	○　譲渡可能債券の月次データは、各月終了後約 15 日で利用可能。譲渡不可能な債券の月次データは、約 35 日で利用可能である。ただし、年度終了時の譲渡不可能債券の公表は、約 2 ヶ月半かかる。(基)(優)(最)	
	○　債務保証の年次データは、その要約が年度終了後約3ヶ月半後に CGAF レポートの中で、詳細が、年度終了後約 9 ヵ月後に the Compte de la dette publique にておいて発表される。	CGAFレポート the Compte de la dette publique
	○　政府金融資産のデータは、毎月、Situation résumée des opérations du Trésor にて発表され、それらは流動、準流動資産、貸付金、前払金、投資データなどをカバーする。投資データは、マーケット部門もしくは非マーケット部門に分類され、各々のカテゴリー別に細分化されている。年度のデータは、CGAF レポートで発表される。(基)(優)	Situation résumée des opérations du Trésor

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	※ 2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、決算法では、貸借対照表などの財務諸表を含むことが規定された。(最)	組織法律第 692 号
	※ 中央政府債務の公表は、SDDSの要件を遵守している。(最)	
2.1.5 一般政府を統合したポジション	○ フランスは、原則として会計年度末までに、予算年度を含む3ヶ年の財政見通しを公表する。それでは、一般政府部門の歳入・歳出総額等を示しており、EUの「安定と成長のための合意」要件と整合性が保たれている。(基)(優)2.1.1 再掲	
	※ 2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、経済・財政レポートを図り、その中で全ての公共機関を対象範囲とする4ヶ年の中期財政見通し(収入、支出、収支尻)を示すことが規定された。(基)(優)2.1.1 再掲	組織法律第 692 号
2.2 公表の公約及び時期		
2.2.1 財政情報の公表	**2.2.1 フランスは、定期的に財政報告を行うことを公約している。(基)(優)**	
	○ フランスは、SDDSに署名している。	
2.2.2 公表の時期	○ 2000 年度から、短期指標の発表に関する公表日カレンダーを発行。(基)(優)	http://www.insee.fr
	○ 次月の公表日は、INSEEのウエブサイトから入手できる。	
3.開かれた予算編成、執行及び報告		
3.1 予算文書		
3.1.1 財政政策の目的と持続可能性	○ スプリング・レポートによって、10 月に提出される予算法に関する基本方針と枠組みがセットされる。それでは、一般政府の分野別の総計ターゲット(歳入、歳出、収支尻)とともに経済的な文脈も含まれる。(優)	スプリングレポート
	○ 中期的な財政の持続可能性に関しては、安定化プログラムの中で吟味されている。人口学的な変化を加味した年金システムの長期持続可能性に関するレビューもなされている。ただし、長期持続可能性分析は、予算プロセスと機能的に統合されていない。(優)	
	※ 2003-2005 年度の財政複数年計画では、2005 年から均衡予算を達成した場合の債務対GDP比率及び利払い費対GDP比率の長期推計が行なわれている。	財政複数年計画

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	※ 2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、通常国会最終四半期に、翌年度の財政法案の審理と表決のため、国家経済の推移及び公共財政の基本方針に関する報告書を提示することが規定された。詳細は不明であるが、中期歳入・歳出見通し等を含むことが規定されており、IMFマニュアルでいう予算前報告に近いものと思われる。(優)(最) ※ 予算閣議で正式に決定された政府予算案は、10 月の第1火曜日までに議会に提出される。国民議会の審議(40 日以内)、元老院の審議(20 日以内)を経て、12 月に予算法案は成立する。(フランスの会計年度は、1～12 月)(最)	組織法律第 692 号
3.1.2 財政ルール	○ 「安定と成長のための合意」と整合的な財政目標が、予算と財政安定化プログラムのためにセットされる。それは、ECOFIN(the EU council of economic and financial ministers)によって毎年レビューされている。(優) ○ 財政複数年計画では、歳出総額対GDP比の減少が強調されている。しかしながら、目標未達の場合に予算年度以降の支出を制御するメカニズムは十分に定義されていない。特に、地方政府、医療の分野で、特定の問題が観察される。	財政複数年計画
3.1.3 マクロ経済の枠組み	○ 経済・財政レポートにおいて、予算審議のための最新のマクロ経済フレームワークを提供している。(基)(優) ※ 現在の経済・財政レポートでは、予算年度以降の中期経済見通しは示されていない。2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、予算法案には、国の経済・社会・財政の<u>現状と予測</u>を示す報告書を添付することが規定されており、詳細は不明であるが、中期経済見通しも提示されると思われる。	経済・財政レポート 組織法律第 692 号
3.1.4 新規政策の明確化	**3.1.4 既存政策の支出は、新規政策を反映する支出と明確に区別される。(優)** ○ これらの区別は予算法で求められている。新規政策の項目が議会採決プロセスにある間は、既存施策の歳出予算は Vote のひとつに過ぎない。	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.1.5 主な財政上のリスク	○　経済環境の変化が予算に与える主要なリスクは、経済財政レポートにおいて詳細に記載されている。(優) ○　財政複数年計画では、金利の上昇や輸出需要の減少等を用いた感応度分析を含んでいる。2つの代替シナリオによって、異なる中期財政見通しも示している。(優) ○　偶発債務が報告されているが、予算文書ではそれに対する考察は見られない。	経済・財政レポート
3.2. 予算の分類		
3.2.1 データの分類	○　歳出予算のうち、7つの部(Titre)別に区分される。各部は性質別または目的別に款(Partie)に、款は項(Chapitre)に区分される。(優) ※　項は目(Article)に、目はさらに細目(Paragraphe)に区分される。 ※　予算黄書(Les jaunes)では、機能別に分類された予算が示されている。(優)	
3.2.2 プログラムの目的	**3.2.2 財政活動の成果を測定する作業が進められている。** ○　財政活動から生じる社会的、経済的アウトプット指標を定める作業が進んでいる。(優) ○　2000 年予算から、財政活動は、次の3つを提供しているかどうかで分類される。 ①　direct service　②social assist　③support function。各々の分野では、数値化された目的及びこれらを測定するための業績が明らかにされる。(最) ○　プログラム目標に対する業績報告は、決算とともに提出される予算管理報告書に記載されている。 ※　2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、予算法案の付属書において、プログラム毎に、コスト、達成すべきアウトプット等説明することが規定されている。(優)(最)	予算管理報告書 組織法律第 692 号
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	○　一般政府財政収支が、財政上のポジションを示す主な指標である。プライマリーバランスも、予算文書において提示されている。(優) ○　2001～3 年の安定化プログラムでは、期間中の構造的収支の評価もなされている。(優)	
3.2.4 公共部門のバランス	※　公企業を連結した収支尻は、作成されていない。(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.3 予算執行手続きの明確化 **3.3.1 会計システム**	○　議会で承認された歳出権限に対する過剰支出を監視、防止するため、綿密な会計手続きが支払いプロセスの全ての段階に適用される。(基)(優) ※　歳出予算の執行には、支出負担行為、確定行為、支払命令行為及び支払行為の各段階がある。このうち、最後の支払行為は、経済・財政・産業省に所属する出納官によって行なわれ、その他の行為は出納命令官(各省大臣及びその委任を受けた各機関の長)によって行なわれる。(基)(優) ○　会計は修正現金主義に基づいているが、発生主義への移行に向けての努力が見られる。発生主義に向けた第一ステップが, 1999 年度 CGAF レポートにおいて見られた。(最) ※　2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、予算及び予算の執行は引き続き修正現金主義で行なうものの会計報告(業績報告)は発生主義で行なうことが規定された。(最)	組織法律第 692 号
3.3.2 調達と雇用	**3.3.2 明確な規則とオープンな競争手続きが、公務員の採用及び財・サービスの調達の双方について定められている。(優)**	
3.3.3 内部監査	**3.3.3.2 内部監査は、オープンであり効果的である。** ○　経済・財政・産業省(MEFI)に所属し、各省に配置された財務統制官が、第一に内部監査を行なう。彼らは、支出単位でなされた歳出が議決予算を遵守しているかを保証する。(優) ○　経済・財政・産業省に属する財政総監察部は、全ての省庁に対し、出納官及び会計官の業務検査を行なう。(優) ○　大臣の指示があれば、監査結果はレポートとして報告される。	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.4. 財政報告		
3.4.1 予算及び予算外の結果	※　年央報告は作成されていない。(優)(最)	
	※　月次報告として、”La Situation du budget de l’ Eat”が、月次終了後 45 日で公表されている。この報告では、社会保障基金は対象には含まれない。(優)(最)	La Situation du budget de l’ Eat
	○　譲渡可能債券の月次データは、各月終了後約 15 日で利用可能。譲渡不可能な債券の月次データは、約 35 日で利用可能である。ただし、年度終了時の譲渡不可能債券の公表は、約 2 ヶ月半かかる。(優)(最)2.1.4 再掲	
	○　政府金融資産のデータは、毎月、Situation résumée des opérations du Trésor にて発表され、それらは流動、準流動資産、貸付金、前払金、投資データなどをカバーする。投資データは、マーケット部門もしくは非マーケット部門に分類され、各々のカテゴリー別に細分化されている。年度のデータは、CGAF レポートで発表される。(優)(最)2.1.4 再掲	Situation résumée des opérations du Trésor
3.4.2 決算	※　決算提出は、近年、短縮化されている。従来、N年の予算に係る決算をN+2年で議会に提出していたが、98 年決算は 99 年末と早期化され、99 年決算は 2000 年 6 月と、会計年度終了後6ヶ月で提出されている。(基)(優)(最)	
3.4.3 プログラムの成果	○　プログラム目標に対する業績報告は、決算とともに提出される予算管理報告書に記載されている。(優)　3.2.2 再掲	予算管理報告書
	※　2001 年 8 月に発表された組織法律第 692 号では、決算の付属書において、プログラム毎に、年初目標、達成した成果、実際にかかった費用を説明することが規定されている。(最)	組織法律第 692 号
4.1 情報の信頼性についての保証		
4.1.2 会計の基準	※　フランスでは、経済・財政・産業省の外局として公共会計委員会があり、そこで国家や地方自治体に関する会計規則の設定等を行なっている。(最)	
4.1.3 データ品質保証	○　国民経済計算と財政安定化プログラムのための財政報告が、ESA95 基準に従って準備されている。(基)(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
4.2 公的で独立した審査 **4.2.1 独立監査**	**4.2.1 独立した司法局（会計監査院）が、財政マネジメントのレビューについての責任を担っている。** ○　会計検査院は、専門的な経歴によって選ばれた独立した審査員によって構成される。憲法第 47 条では、「会計検査院は予算法の執行統制につき、議会と政府を補佐する」ことを規定しているが 1996 年の憲法改正によって、会計検査院の役割には、社会保障基金のファイナンスを監督することが追加された。 ○　検査院は、政府会計に関するレポート（1995 年以降社会保障エージェンシーの会計も含む）を議会に提供している。それらのレポートは、合規性、正確性の検証だけでなく、マネジメントの品質、公基金の効率的使用の検証を目的としており、さらに公共政策の評価も含んでいる。（基）（優） ○　検査院は、特定課題についての報告書も作成しており、議会及び大統領双方に提出している。また、議会委員会の要請に基づき、調査を行うこともある。	憲法第 47 条
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	**4.1.2 マクロ経済見通しは、第三者の検証を受ける。** ○　マクロ経済見通しは、経済・財政・産業大臣が議長をつとめる国家経済委員会（National Economic Commission）によってレビューされている。国家経済委員会には、22 名の経済・金融のエキスパートが含まれており、Planning Commissioner とフランス銀行総裁は公式な外部委員である。（優）（最） ○　テクニカルグループは、経済委員会委員が全員出席するスプリング・オータムセッションの少し前に、主要な独立機関によって作られた進行年及び次年度のマクロ経済見通しをレビューする。 ○　経済・財政レポートでは、政府が採用した予算の前提を明らかにしている。これらの前提は、安定プログラムの基礎となっており、ECOFINを通じてレビューを受ける。	
4.2.3 国家統計局	○　INSEEは、十分な権限・技術の独立性を兼ね備えており、ESA95 基準に従って一般政府の財政データの4半期毎報告、年次報告ができる。（優） ○　CNIS（National Council for Statistical Information）は、政府の統計の運営を調整している。CINSが従う法律（Decree 84-628 of July17,1984）は、統計データの品質の正確性を述べている。	Decree 84–628 of July17,1984）